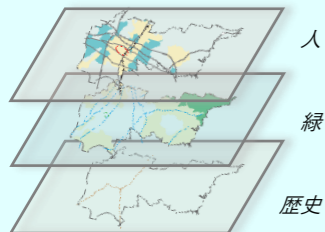


第1章 計画の理念・テーマ(仮)

**【理念】**  
人と緑と歴史をつなぐ  
魅力あふれる小牧の創造

- 【テーマ】**
- 小牧のシンボルである小牧山の景観を守り、育む
  - 地域の特性にあった景観を守り、育む
  - 愛着や誇りが持てるように歴史の景観を守り、育む
  - 緑とやすらぎが感じられる景観を守り、育む
  - 「市民」「事業者」「行政」が協働して景観を守り、育む

歴史を基盤として水や緑が引き継がれ、人が暮らしています。その人が見る様々が景観となります。



第2章 景観計画を定める区域

小牧市には、市の全域に渡り多様な景観が見られ、これらの景観を守り育むことで良好な景観を形成するため、景観計画区域を市の全域とします。

第3章 良好な景観の形成に関する方針

まとまりのある地域ごとの景観

**【考え方】**  
多様な景観を持つ本市を景観特性により『住宅地区』『工業地区』『田園地区』『東部丘陵地区』の4つの地区にゾーニングし、それぞれの景観保全や景観調和に配慮することで、小牧市の景観の基盤を形成します。

住宅地区 住宅地の中でも身近に緑が感じられ、地域の特性を活かした街並みの形成を図ります。	○住宅地景観 ○商業地景観	
工業地区 周辺の住宅地や田園地等と調和が図られる緑豊かな景観の形成を図ります。	○工業地景観	
田園地区 身近に感じられる自然景観として田園と住宅等との調和に配慮した景観の形成を図ります。	○田園景観	
東部丘陵地区 まとまりのある緑と稜線(スカイライン)との調和に配慮した景観の形成を図ります。	○稜線の景観 ○森林景観	

骨格や縁取りとしての景観要素 軸

**【考え方】**  
道路や鉄道、河川、旧街道軸沿いの景観は景観軸としてとらえ、沿道の良好な景観を形成します。

道路軸 歩行者、自動車利用者目線での景観に配慮した沿道景観の形成を図ります。	○主な道路 ○高速道路	
鉄道軸 車窓からの眺めや鉄道沿線の良好な景観の形成を図ります。	○名鉄小牧線沿線	
河川軸 水辺に安らぎやうるおいが感じられる景観の形成を図ります。	○主な河川	
歴史軸 旧道沿いにふるさと小牧の歴史や文化が肌で感じられる景観の形成を図ります。	○上街道 ○きよすみち ○うつつみち	

特徴ある景観を有するエリア

**【考え方】**  
小牧山周辺や中心市街地エリアは特に本市の個性ある地区であり、愛着と誇りを持てるよう、小牧らしい景観を形成します。

小牧山エリア 市のシンボルの小牧山の景観保全と小牧山周辺の市街地景観の質の維持を図ります。	○小牧山	
中心市街地エリア 歩いて楽しめる中心市街地の景観の形成とやすらぎみちの良好な景観の維持を図ります。	○中心市街地 ○やすらぎみち	

第4章 行為の制限に関する事項

地区の基準

- 住宅地区の基準**  
快適な住宅地の形成のため、地区の特性を踏まえた基準により、景観誘導を図ります。
- 工業地区の基準**  
緑豊かな工業地の形成のため、緑化の推奨などにより、良好な景観誘導と快適な就業環境の創出を図ります。
- 田園地区の基準**  
農地や田園集落、里山景観との調和、落ち着いた田園景観の形成に配慮した基準により景観誘導を図ります。
- 東部丘陵地区の基準**  
東部丘陵の眺望を妨げる建築物等の規制誘導等により東部丘陵の稜線(スカイライン)の景観保全を図ります。

届出の対象

小牧市では、現在の小牧市都市景観条例で「都市景観形成重点区域内行為の届出」及び「大規模建築物等の新築等の届出」を定めていますが、新たに景観法に基づく行為の制限に係る事項を定めます。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観上重要な要素となる建造物及び樹木を指定するための考え方を示します。

第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物に関する景観形成方針を示します。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

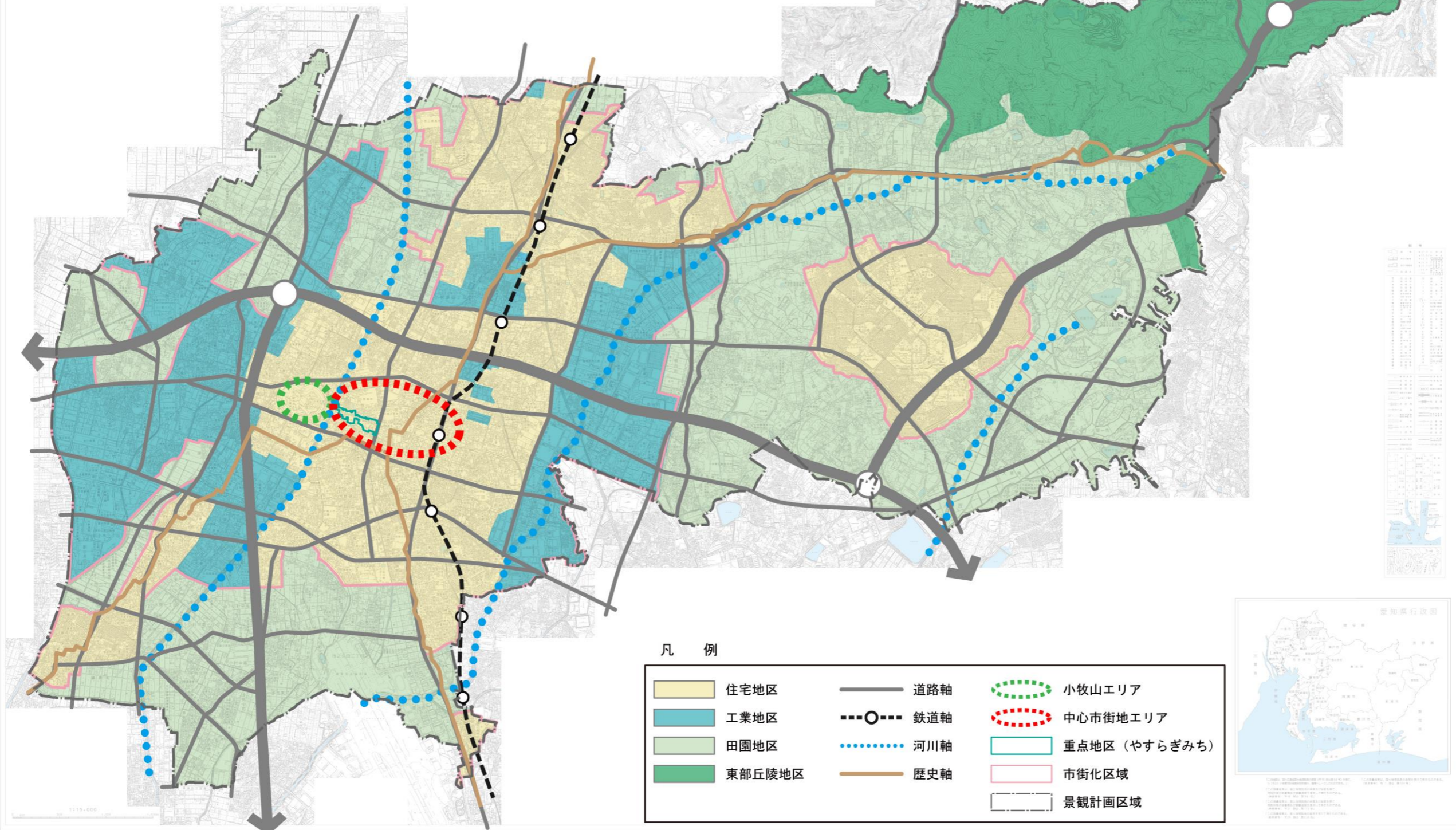
景観上重要な道路や河川、その他公共施設についての整備方針を示します。

第8章 計画の推進

良好な景観の形成に関する推進方策を示します。

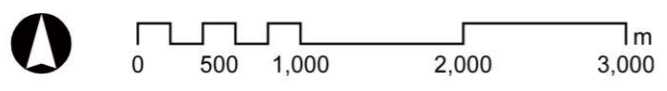
1:15,000 地形図

# 景観区域図



## 凡 例

- |        |     |               |
|--------|-----|---------------|
| 住宅地区   | 道路軸 | 小牧山エリア        |
| 工業地区   | 鉄道軸 | 中心市街地エリア      |
| 田園地区   | 河川軸 | 重点地区 (やすらぎみち) |
| 東部丘陵地区 | 歴史軸 | 市街化区域         |
|        |     | 景観計画区域        |



## 小牧市景観計画（案）の策定について

本市は、令和5年6月1日に景観行政団体に移行し、景観法に基づく景観計画の策定が可能となりました。

景観行政団体とは、景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のことで、都道府県との協議を経て移行することができます。

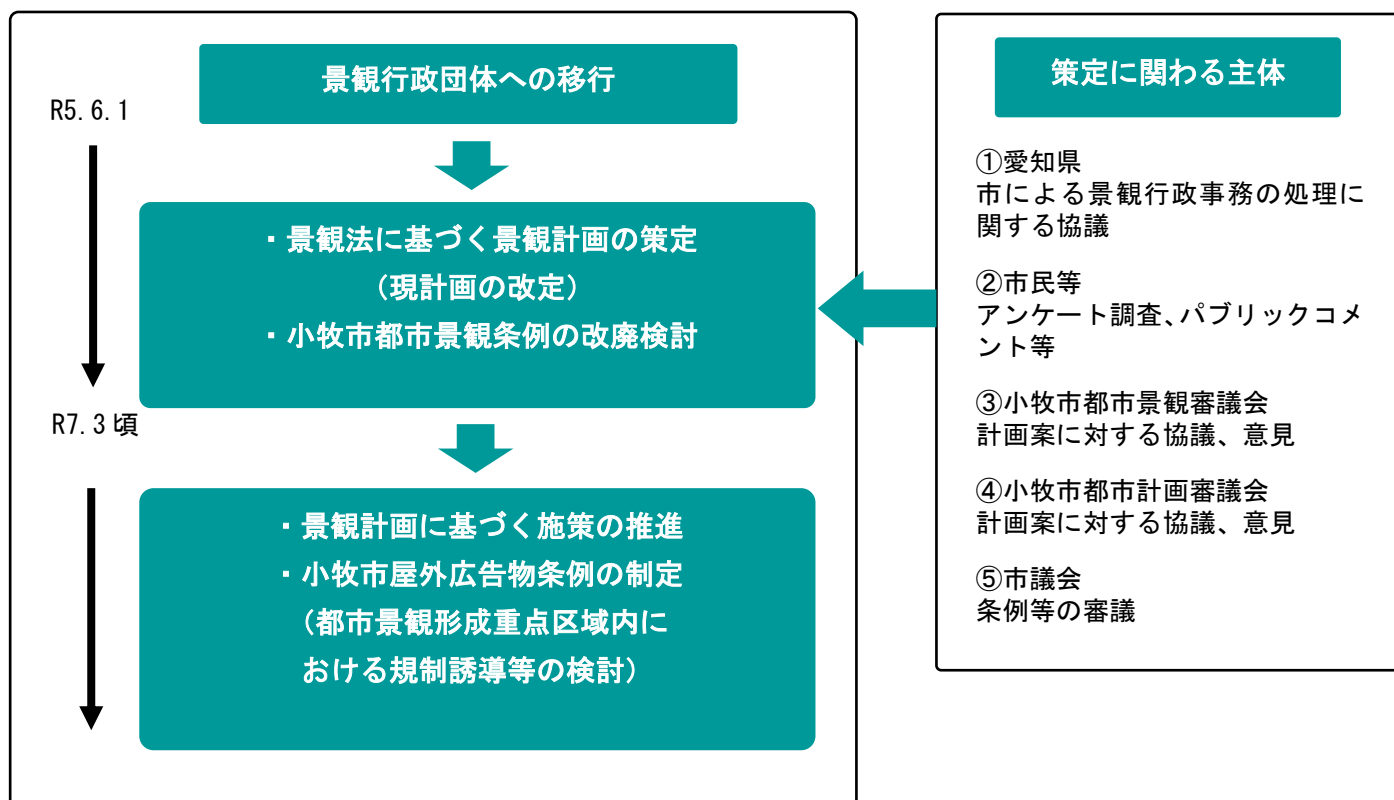
景観法による「景観計画」とは、景観行政団体が景観行政を進めるための基本的な計画のことで、主に以下の事項を定めなければなりません。（景観法第8条第2項）

- 計画の区域
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針

また、景観計画では、景観法に基づき定める必須項目等とは別に、規制内容の一部を条例で定めることができる仕組みとなっています。

現行の「小牧市都市景観条例」及び「小牧市都市景観基本計画」は、法律に基づかない市独自で制定したものであるため、今回の改定で必要事項等を記載し、景観法に基づく景観計画となるようにします。

### ◆景観計画等の策定の流れ



◆現計画と景観計画の比較（景観計画に定める事項）

小牧市景観計画（案）	（現計画）小牧市都市景観基本計画
<p><b>必須事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●景観計画区域</li>   <li>●良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</li>   <li>●景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針</li> </ul> <p><b>定めることが望ましい事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針</li> </ul> <p><b>選択事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</li>   <li>●景観重要公共施設の整備に関する事項</li>   <li>●景観重要公共施設の占用等の基準</li>   <li>●景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項</li>   <li>●自然公園法の許可の基準</li> </ul>	<p>⇒具体の計画は未設定（ただし、P9の景観構造図は市全域を示している）</p> <p>⇒具体の数値による記載なし</p> <p>⇒記載なし</p> <p>⇒P17～44に景観形成の方針で示している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■小牧山の景観           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地から小牧山への景観（中・遠景の眺望）</li> <li>・小牧山近傍の景観（近景）</li> <li>・小牧山からの景観（中・遠景の眺望）</li> </ul> </li> <li>■東部丘陵の景観</li> <li>■中心市街地の景観</li> <li>■住宅地・工業地の身近な景観           <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地の景観</li> <li>・工業地の景観</li> </ul> </li> <li>■都市の軸の景観           <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路軸の景観</li> <li>・鉄道軸の景観</li> <li>・河川軸の景観</li> </ul> </li> </ul> <p>⇒記載なし</p> <p>⇒記載なし</p> <p>⇒記載なし</p> <p>⇒記載なし</p>